

**「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(仮称)」に関する
パブリックコメントにおける意見の概要と、それに対する沖縄県の考え方**

意見の概要	沖縄県の考え方
<p>①前文・全文の内容は検討が必要と思われる。日本国憲法で保障されるべき「生存権」が、虐待を受ける子どもとその保護者・家庭にも保障されていない社会状況があることが「児童虐待」の本質だからである。</p> <p>②虐待状況にある家庭では、虐待される子ども、虐待する保護者の両者に「生存権」が保障されていない状況があるということ、そして、沖縄県民一人ひとりの「生存権」問題であるとの共通認識をもてる条例を制定する必要があると考える。</p> <p>③「子どもの権利条約」が1994年に発効したことを前文に入れるべきです。それを、周知徹底、実践してこなかったことが今の子ども達の過酷な状況を生み出していると認識しています。むしろ、子どもの権利条約推進県！とうたうべきと考えます。</p> <p>④「学校（公教育）」に関しての責務についても明記すべきです。</p> <p>⑤県の定める子どもの貧困対策に関し、食事料金の補助を受けられるなど、具体的計画を示してほしいです。</p>	<p>①②「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（案）」の第3条（子どもの権利）で、「すべての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と規定し、第4条（基本理念）で、「前条の権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない。」と規定しているところであります。</p> <p>③本条例（案）第3条（子どもの権利）において、児童の権利に関する条約に大きく列挙されている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利の内容を全ての子どもが有していること、また、県の責務として第10条（基本理念の普及）を規定し、条例名（仮称）も「子どもの権利を尊重し」としているところです。</p> <p>④学校は、第8条（関係団体等の責務）の関係団体等に含まれており、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係団体等と連携し、子どもを虐待から守るため主体的に取り組むよう努めるものとして規定しております。</p> <p>⑤子どもの貧困対策については、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に基づいて実施していくこととしております。</p>

意見の概要	沖縄県の考え方
<p>⑥名称ですが虐待だけに絞らず、「子どもの権利条例」として欲しいです。</p> <p>⑦条例を読んで子ども、若年の親、高齢の方でもわかりやすい文章、条例にしてください。</p>	<p>⑥本条例（案）では、県、市町村、関係団体等が子ども及びその家庭に対し妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援に努めなければならないという認識の下、子どもの権利を普及啓発し、虐待防止施策と子どもの貧困対策等子どもの支援に係る諸施策を整合させて実施するとともに、とりわけ大きな問題である児童虐待の防止を社会全体で図ることを規定しており、その内容に沿った条例名と考えております。</p> <p>⑦本条例（案）については、県民の誰もが分かるよう心掛けており、正確さを損なわないようにしながら、日常生活で用いられる平易な用語を用いております。また、第10条（基本理念の普及啓発）に係る県の施策の実施において、子ども向けの普及活動等にも取り組む予定としております。</p>